

インタビュー

金融機関と企業のさらなる関係強化を求める

短期継続融資は両者にとってメリットがあり、有効な手段になりうる

金融庁 監督局長 遠藤 俊英



金融機関の取引先企業を対象に実施してきた「企業ヒアリング」では、正常先下位や要注意先の借手において、赤字補填資金を融資してくれた金融機関をメインバンクと位置付けるものの、自社の課題等に関する相談を遠慮する姿も垣間見られた。事業性評価に基づく融資や本業支援を行うには金融機関と借手企業の緊密な連携が不可欠であり、それなしには地域活性化や地方創生も実現できない。

企業ヒアリングでみえてきた

金融機関と企業の冷めた関係

——地域金融機関の取引先1000社を対象とした「企業ヒアリング」の結果をどのように分析しているか

今年1月までに751社にヒアリングを実施したが、全体的な傾向は次の4点だ。①企業は「金利」ではなく「事業に対する理解」でメインバンクを選んでいる。②メインバンクに相談

しない企業が約3割存在する。

③企業の期待する情報と金融機関が提供している情報にギャップが存在している。④金融機関の担保・保証への依存姿勢は、約半数の企業が「変化しない」と回答している。

そのうえで、三つのポイントについて、債務者区分（正常先上位、正常先下位、要注意先）ごとの分析結果やそこから導かれる仮説を説明したい。

一つ目は「メインバンクの選

択理由」について。企業がメイ

ンバンクに自社の課題等を相談しているか聞いたところ、債務者区分が下位になるほど「日常的に相談」している企業だけでなく「まったく相談しない」企業の割合も増加している。一方、

メインバンクの選択理由の回答結果は債務者区分を問わず「事業への理解」がトップだが、債務者区分が下位になるほど「苦しいときに融資してくれたから」「長年付き合ってもらって

いるから」という受動的な選択理由の割合が増加している。このことから、正常先下位や要注意先の企業では、赤字を計上した際の赤字補填資金を貸してくれた銀行をメインバンクと位置付けている状況が推察される。

二つ目は「企業の運転資金の調達状況」について。一般的には、手形貸付や当座貸越が経常運転資金として利用され、証書貸付は設備投資などの資金として利用されるが、企業ヒアリングの回答では、債務者区分が下位になるほど証書で運転資金を調達している割合が増えている。これは、銀行が赤字企業の手貸一括を継続すると貸出条件緩和と債権として不良債権に分類されるため、それを避けるために長期貸出に振り替えているケースもあると考えられる。債務者区分下位の企業は、銀行から運転資金を証書で貸すという提示を受けると、かりにそれが短期継続融資からの振替え部分を含んでいて将来の資金繰りを圧迫するものであったとしても、「長期に貸してもらえない」という不安堵感のほうが強くなるのではな

いか。

三つ目は「信用保証協会の利用」について。信用保証協会の利用状況と利用した理由を質問したところ、債務者区分が下位になるほど利用が増加する傾向にあり、その理由として「銀行に勧められて利用」の割合も高くなっている。さらに、「保証協会の保証を得られなかったことで、金融機関から融資を断られたことがありますか」との質問に対しては、「ある」と回答した企業が30社、そのうち20社が「赤字などの理由で資金不足になったときの借入」と回答している。これらを勘案すると、債務者区分下位の企業からの融資申込みに対して、銀行が信用保証協会の利用を強く勧めている状況が推察される。

——こうした分析や仮説に基づいて、金融機関には何が求められるのか

先ほどの、メインバンクに「まったく相談しない」具体的な理由として、「相談したいという思いもある。ただ、銀行の担当者は忙しく、相談に回してもらおうのは無理だと思う」とい

う声があった。苦しいときに貸してくれたメインバンクには感謝しているが、相談したい気持ちは自制している。債務者区分下位の企業にとって銀行からの借入れは命綱であり、銀行に気を遣いながら取引している姿がうかがえる。

われわれが事業性評価に基づく融資の推進を求めているのは、そうした企業と銀行の冷めた関係を改善してほしいからだ。銀行の側から積極的な関与をしていかなければ、地域活性化や地方創生は実現できないのではないか。

議論の手段としてのベンチマーク

——「金融行政方針」に盛り込まれている、地方創生に向けた金融仲介の取組みについて評価を行うための多様なベンチマークは、どのような内容になるのか

企業ヒアリングで明らかになった企業のニーズは、取引金融機関が日常的に接触するなかで当然に把握しているはずのものである。そうした企業ニーズに

対して、金融機関が組織的な対応ができているか否かを客観的に評価するツールとして検討しているのが、金融機関向けのベンチマークである。まだベンチマークの具体的な姿を公にしていけないので具体的な内容についてコメントできないが、誤解してほしくないのは銀行をランキングするためではなく、あくまでも議論の手段として用いるためのものであるということだ。

また、こういった指標で「決定打」といえるものを策定するのはなかなかむずかしいので、スタートしてみても微調整をしていく必要があるだろう。

——導入時期のメドは

早晩、「金融仲介の改善に向けた検討会議」に案をかけられればと考えている。事務年度をまたぐかもしれないが、検討会議後、ただちに導入したい。

事業性評価の取組みは広がりつつある

——取引先企業の事業性評価やそれに基づく融資・本業支援の取組みについては、どのように把握・分析しているか

事業性評価に基づく融資・本業支援の取組みの進捗は銀行ごとの差異があるものの、全体としては取組みが進みつつあるという印象だ。

15年7月に公表した「金融モニタリングレポート」では、銀行全体として事業性評価に取り組んでいるケースとして、①数値目標の達成度ではなく、営業の実行プロセスに主眼を置いて営業店の業績評価を行う仕組みを構築した事例、②取引先の事業性評価の必要性を営業現場が認識し、そのための事業性評価手法を自ら開発した事例、③ITを活用した情報の蓄積・共有化と活用への弛まぬ努力を継続している事例——を紹介した。

今事務年度のモニタリングにおいては、こうした事例が他の金融機関に広がっている状況が確認できた。さらに、地元地域の中核産業を特定したうえで、重点的に本業支援等を実施する体制を整備したり、専門分野も含めて実効性のある経営改善支援等を実施するための外部専門家や外部機関との連携を強化する取組みも複数みられた。

——進捗に銀行ごとの差異があるというのとはどのような点か

先ほどの企業ヒアリングの話にも出てきたとおり、3割程度の企業が金融機関に対して「経営上の悩みや課題」をまったく相談していないと回答している。また、「金融仲介の改善に向けた検討会議」では、有識者のメンバーから「地域金融機関のなかで経営者と機微にわたる話ができる環境を構築できているところは少ないのでは」といった発言も出ている。

金融庁としては、引き続き、金融機関の事業性評価に基づく取組みについて実態把握を進めるとともに、優良事例や課題を還元することを通じて事業性評価に基づく取組みを後押ししていきたい。

マイナス金利政策の導入で短期的な利益追求を注視

——マイナス金利政策の導入を受けて、地域金融機関にはどのような影響があるか

ご承知のとおり、金融庁としては以前から、量的・質的金融緩和による貸出金利の低下や地

域における人口減少などをふまえ、地域金融機関にはビジネスモデルの持続可能性を検討し、中長期的な経営戦略の策定・実行を強く求めてきた。マイナス金利政策の導入を受けて、その必要性はますます強まっているといえる。

一方、マイナス金利下で収益の悪化が見込まれる地域金融機関に対しては、いくつか懸念している事項もある。短期的な利益確保に走るあまり、①特定のセクターへの与信集中、②自らの運用態勢やリスク管理態勢に見合っていない運用商品への投資、③中長期的な運用益を犠牲にするおそれのある不適切な益出し、④販売手数料の確保を目的とした、顧客の利益を損なう投資商品の販売——などの行動が考えられる。中長期的なビジネスモデルの持続可能性を損なうことのないよう、その動向をモニタリングしていく。

中小企業からは求めづらい

短期継続融資

——金融検査マニュアル別冊において、正常運転資金の範囲を

超える部分の短期継続融資を不良債権と判断する事例の解釈が保守的になりすぎていたことから、昨年1月に同マニュアルが改定された。しかし、その後も金融機関と借手企業の双方で、短期継続融資の取組みは積極化していないようだ

短期継続融資は間接金融が大半のわが国において、金融機関自身が創意工夫によって作り上げた、自己資本の少ない中小企業に対する「疑似エクイティ」であると考えられる。一般的に「売上債権＋棚卸資産－仕入債務」で計算される正常運転資金の額は相当の金額にならうが、これを長期で借りていると資金繰りは手もとの現金で回しながら、毎月の返済にも追われることになる。一方、

「疑似エクイティ」である短期継続融資で仕入れを行えば、その売上代金を返済にあてることなく次の仕入れに回すことができる。通常よりも仕入れを増やす場合には、短期借入れを臨機応変に増やせばよい。短期継続融資による資金繰りの改善効果はきわめて大きいと考えている。

しかし、借手の企業にとっては、短期継続融資は借入れの継続が確保されていないことに伴う不安がある。今回の企業ヒアリングでは、「手形貸付の場合、更新してもらえないリスクがあり、計画的に決まった金額を返済していきたいから」という理由で短期継続融資に否定的な回答が40社あった。実際に「手形の書換えをしてもらえなかった（または約定返済しか提案してもらえなかった）」という回答も11社あり、これらの企業は運転資金を証書貸付で借り入れている。資金繰りの制約と手形書換えができない不安を天秤にかけたところ、不安が勝っているのだろう。

こうした点をふまえると、短期継続融資は企業側から求めるものではなく、金融機関が主体的に提供すべきものだといえる。短期継続融資は先述のとおり金融機関自身が創意工夫して作りあげたものであり、金融機関にとってもメリットが多い。企業に対して関係の緊密化を図る手段となるし、融資継続の際に企業の在庫や商品の売れ筋などを

確認することで事業性評価に直結する。その結果、企業の売上げが増加すれば新たな資金需要が発生しうるし、企業が調達した資金を運転資金以外に流用することを牽制する効果もある。

——短期継続融資の取組みを進めている金融機関はあるか

手形貸付の新たな商品設計を検討中という声を複数の地銀から聞いている。勉強会などの場で担当者とざっくばらんに話をしたところ、「やはり短期継続融資をやめてしまったのは問題だった。なんとか復活させよう」と内部で議論している」とのことだった。こうした動きがさらに広がることを期待している。

——金融機関のなかには、将来的に不良債権が増加した局面ではふたたび厳しい資産査定を行うべく金融検査マニュアルが改定されるのではとの懸念もあるようだ

それはまったくの杞憂だ。現在ではフォワードルッキングの検査・監督を行っており、あらかじめリスクの所在を見極めて、その萌芽が少しずつ大きくなっている段階で待ったをかける仕

組みだ。不良債権の定義を改めて規定し、事後的に大規模な不良債権処理を促さざるをえなかったかつての検査・監督とは、時代も異なるし、モデルも進化している。

条件変更先の状況に関して 詳細なヒアリングを実施中

——中小企業金融円滑化法が期限を迎えて3年が経過したが、貸付条件の変更先の状況等についてどのように分析しているか

金融庁では円滑化法の期限が到来した13年3月末に、①金融機関に対しては引き続き条件変更にも努めるよう求めるとともに、②中小企業の真の意味での経営改善につながる支援に軸足を移していく方針を明確化した。①について、円滑化法の期限到来後も条件変更等の申込みに対する実行割合は、中小企業向けで94・9%（15年9月末時点）と高い数値となっている。②については、条件変更によって時間的な猶予を確保し、その間に抜本的な経営改善に向けた取組みに着手してほしいとの気持を込めていた。

条件変更先の経営状況や金融機関の支援の状況について、金融機関を通じた調査を定期的に行っているが、地銀・第二地銀においては以下のような状況が明らかとなっている（15年9月末時点。詳細な数値は非公表）。

- ① 初回の条件変更から5年以上経過している先が相当程度存在。
- ② 条件変更先のうち、経営改善支援等の実施状況は銀行ごとのバラツキが大きい。自行の条件変更先のうち、実抜計画の策定などの支援等に至った先が90%超という銀行もあれば、数%にとどまっている銀行もある。③ その結果、条件変更先のうち、債務者区分のランクアップなど業況改善の状況についても銀行ごとの差異が大きい。④ 外部支援機関等と連携したDESやDDS、債権放棄の実績（15年4～9月）は限定的。④は半年間のフローの数値ではあるが、それにしても少ないという印象を受けるレベルにとどまっている。

——今後はどのような対応を進めていくのか

こうした調査結果を通して、条件変更先により具体的な経営

改善状況や金融機関の支援状況について、把握できていない部分がある。そこで、地域や業態などの分散を勘案した一部の地銀・第二地銀に対して、より掘り下げたヒアリングを実施しているところだ。条件変更先に関する詳細なリストや具体的な事例に関する報告を求めたうえで、意見交換を行っていく。このヒアリング結果もふまえて、金融機関が経営改善支援や抜本的な対応に軸足を移していくための実効性のある対応方法を考えていきたい。ヒアリング結果については、いずれ「金融仲介の改善に向けた検討会議」の場で報告・議論する予定だ。

（聞き手・本誌 吉田豊）

えんどう としひで

82年東京大学法学部卒、大蔵省入省。90年銀行局銀行課課長補佐、04年金融庁総務企画局参事官（金融危機対応担当）、05年監督局銀行第一課長、10年総務企画局参事官（監督局担当）、11年総務企画局審議官（監督局担当）、13年総務企画局審議官（企画・市場・官房担当）、14年検査局長、15年から現職。